

令和4年3月3日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 備 部 長

三重県警察の警察航空隊の運営等に関する訓令の解釈・運用等について(通達)
この度、三重県警察における警察航空隊の運営等に関する訓令（平成20年三重県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）の解釈、運用等について、同訓令の規定により下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 防護計画（訓令第6条第3項関係）

防護に必要な計画の策定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 航空基地への侵入者に対する警戒
- (2) 火炎びん、火薬等による放火、破壊等の防止
- (3) 通信機器の防護
- (4) 車両、装備資器材等の防護

2 運用計画等（訓令第12条関係）

(1) 月別運航計画は、当該年度の航空業務計画に基づいて、治安情勢をはじめ、航空機の出勤を要する関係部門の主要行事、航空隊の訓練、航空機の整備計画その他航空安全の確保等を勘案して策定しなければならない。

また、突発事案の発生に対して柔軟に対応ができる運用を図るものとする。

- (2) 月別運航計画は、警察用航空機月別運航計画（様式第1）により前月の末日までに作成するものとする。
- (3) 週ごとの運用計画は、警察航空隊週間運用計画（様式第2）により前週の金曜日までに作成するものとする。
- (4) 訓令第12条第3項に規定する「これにより難い事情のあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

ア 緊急を要する運航で、機長以外の事業用操縦士の資格を有する隊員の搭乗を待っていてはその目的を達成することができなくなるおそれのあるとき。

イ 試験飛行等、その運航目的から副操縦士席に航空整備士その他事業用操縦士の資格を有しない者を搭乗させる必要があるとき。

3 飛行計画の承認等（訓令第13条関係）

- (1) 飛行計画は、飛行目的、機体の状態、気象情報等を総合的に判断して、安全かつ効率的なものとし、飛行計画書（様式第3）により作成するものとする。
- (2) 機長は、機体の変調、気象の急変、突発重大事案の発生等を認知したことにより、飛行計画を変更しようとするときは、速やかに運航責任者の承認又は指揮を受けるものとする。
- (3) 飛行記録は、飛行記録（様式第4）により作成するものとする。

4 出動要請（訓令第17条関係）

- (1) 所属長は、航空機出動の要請に当たっては、航空機の運航の安全確保を考慮し、出動日時、目的、飛行経路、時間、離着陸場所等について事前に隊長と十分な調整を行った上で、出動を要する日の前月の25日までに航空機出動要請書（様式第5）により行うものとする。ただし、急を要するときは、電話その他の方法により要請し、承認を受けた後速やかに航空機出動要請書を提出するものとする。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通大臣の許可又は届出を必要とするため、所属長は隊長と緊密な連携を図るものとする。

ア 飛行場又はあらかじめ許可を受けている臨時発着場以外の場所に離着陸する場合

イ 飛行制限区域を飛行する場合

ウ 最低安全高度以下の高度で飛行する場合

エ 人又は物をつり上げ、又はつり下げる場合

オ 物を投下する場合

カ 機外つり下げ輸送をする場合

- (3) 「他の行政機関等から航空機の出動要請があった場合において出動する必要があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

ア 人命救助又は被救助者等に対する医療措置のため、緊急の必要があると認めるとき。

イ 移植医療のため、移植用臓器等の緊急搬送の必要があると認めるとき。

ウ 警察業務の遂行に資すると認めるとき。

エ 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資すると認めるとき。

オ 地方自治体の首長等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと認められるとき。

5 搭乗（訓令第18条関係）

(1) 三重県警察職員以外の者を搭乗させることができる基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

ア 救助又は保護された者を搭乗させる場合

イ 人命救助又は被救助者等に対する医療措置のため、医師等を搭乗させる場合

ウ 移植用臓器等の緊急搬送のため、医師等を搭乗させる場合

エ 警察業務を遂行する必要から、警察庁、管区警察局又は他の都道府県警察の職員を搭乗させる場合

オ 護送を要する被疑者を搭乗させる場合

カ 警察業務と関連する業務の遂行に資するため、他の行政機関等の職員その他の関係者を搭乗させる場合

キ 警察広報に必要な範囲内で報道関係者を搭乗させる場合

(2) 三重県警察職員以外の者（救助又は保護された者を除く。）を搭乗させようとするときは、その理由並びに搭乗させようとする者の住所、氏名、年齢、勤務先及び緊急時の連絡先の記載された書面を航空機出動要請書に添付するものとする。

(3) 搭乗者遵守事項は、別表のとおりとする。

6 臨時発着場（訓令第21条関係）

(1) 訓令第21条第2項に規定する「新たに臨時発着場を設ける必要があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

ア 広域防災拠点等が新たに設置されたとき。

イ すでに指定されている臨時発着場が、周囲の状況等の変化、例えば高層建築物の建設等により不適當となったとき。

ウ 行事等により、臨時発着場として指定されていない場所、例えば校庭、民有地等を一時的に警察用航空機の発着に使用するとき。

(2) 新たな臨時発着場を継続して指定する場合は、臨時発着場設置（変更）申請書（様式第6）により行うものとする。

(3) 所属長は、臨時発着場を使用する場合には、航空機の安全及び危険防止のため、警察署の屋上等に設置された臨時発着場を使用するときは第3項に規定する臨時発着場使用及び管理要綱に基づく措置を、その他の臨時発着場を使用するときは次に掲げる安全措置を講じるものとする。

ア 使用する臨時発着場を実査するなどにより、異常の有無を確認すること。

イ 使用する臨時発着場の土地等の所有者又は管理者に通報すること。

ウ 航空機と交信可能な無線機を準備すること。

エ 臨時発着場に所要の警戒員を配置し、特に駐機中の機体から30メートル以内は火気厳禁とし、航空機及び保管燃料の警戒に十分配慮すること。

オ 着陸予定地点から半径40メートル以内は、関係者以外の者の立入禁止の措置をとること。

カ 風向及び風速を上空から判断しやすいよう、必要に応じて臨時発着場に吹流し等を立てること。

キ 着陸地点を明らかにするため、必要に応じて石灰等を用い、直径約10メートルの H の標示をすること。

ク 発着時における砂じんの舞い上がりを防止するため、必要により散水等を行うこと。

ケ 積雪がある場合は、着陸する場所を直径20メートル以上の円形に踏み固め、その周囲の4か所以上に赤布を標示すること。

7 整備計画の実施（訓令第22条関係）

航空機の整備については、警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号）第6条に規定する要領に従って実施するとともに、常に航空機の整備に必要な情報の収集に努め、警察庁が示す技術指示、国土交通省航空局が発行する耐空性改善通報及び航空機製造会社等が発行する技術通報に該当する事項がある場合は、当該事項について遅滞なく整備等を行い、航空機の性能の保持に努めるものとする。

8 非可動報告（訓令第25条関係）

航空機が出動できないこととなった場合であって、引き続き2日を超えて出動できないときは、航空機非可動報告書（様式第7）により速やかに報告するものとする。